

令和2年5月27日

株式会社穴吹コミュニティ
代表取締役 三宅 恒治



監督処分に係る業務改善措置について

弊社は、令和2年3月27日付けの国土交通省四国地方整備局からの「指示処分」を厳粛に受け止め、深く反省するとともに、二度と同じ過ちを繰り返さぬよう再発防止に努め、お客さまの信頼回復に向けて取り組んでまいります。

お客さま並びに関係者の方々にご迷惑をお掛けしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

記

1. 業務運営の調査・点検及び再発防止策の策定について

- (1) 本件事案発覚後、全ての受託管理組合を対象に同様の状況が生じていないかの調査を実施し、本件以外に同様の事象が発生していないことを確認しております。
- (2) 管理体制を強化するため、管理組合会計処理の取り扱いについて、本社部署である事務管理センターへ業務集約を行い、業務フローも統一いたしました。
- (3) 管理組合を担当する営業社員においては、担当期間の長期化によるトラブル発生を避けるべく、一定期間（5年を目安）で担当替えを実施しております。
- (4) 管理組合が独自に開設・管理している預金口座（弊社が管理委託契約に基づいて管理していない預金口座）は、できる限り解約あるいは削減していただくよう該当する管理組合へ提案を進めております。
- (5) 上記（4）の預金口座への送金（支出）時には、事務管理センターにて、都度、資金使途を確認し、適正な送金（支出）であるかを確認しております。

2. 違反行為の内容及びこれに対する処分内容の周知徹底について

事案の概要と処分内容について、社内会議および社内掲示板にて周知を行うとともに、代表取締役から全社員宛に電子メールによる訓示を発信し、再発防止に向けた意志統一を図りました。

3. 法の規定の遵守及び再発防止のための社内研修、教育の継続的な実施について

- (1) webラーニングを利用したマンション管理適正化法理解度テストを計画的に実施しております。
- (2) 分別管理方式に関するケーススタディを集合研修で実施いたしました。
- (3) 今後も継続して、マンションの管理の適正化の推進に関する法律をはじめ関係法令を遵守し適正な業務遂行を図るよう、社内教育・研修を実施してまいります。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社穴吹コミュニティ 総務部

電話：087-835-0861（受付時間 平日 9:00 ～ 17:30）